

# 経済要録

## 国 内

### ◆金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）について」を公表

金融庁は、4月2日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）について」を公表した（その内容については、金融庁ホームページ<<http://www.fsa.go.jp/>>参照）。

（別添）

平成16年4月9日  
日本銀行

### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

### ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを同日公表した。

#### 記

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

### ◆日本銀行、「国債の補完供給制度の導入」を決定

日本銀行は、4月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

平成 16 年 4 月 9 日  
日 本 銀 行

平成 16 年 4 月 9 日  
日 本 銀 行

### 国債の補完供給制度の導入について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、日本銀行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給し得る制度（いわゆる「品貸し」）の導入を決定した<sup>(注)</sup>（全員一致）。
2. 国債市場においては、時として特定銘柄の調達困難化やその懸念によって市場流動性が低下することがある。そのような場合でも、市場参加者が自ら市場で最大限の調達努力を払うことが求められるが、補完的な手段として、市場参加者が日本銀行から国債を一時に調達できる途が開かれていることは、市場流動性の低下を防ぐうえで効果がある。
3. 日本銀行としては、本制度が、国債市場の流動性向上や円滑な市場機能の維持に貢献することを期待している。

(注) 決定の内容については、「『補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領』の制定等について」を参照。

### ◆日本銀行、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の制定等を決定

日本銀行は、4月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定、同日対外公表を行った。

### 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債および資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

#### 記

1. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」を別紙2. のとおり制定すること。

別紙1.

### 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」

#### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債および資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、本行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給することを目的として行う国債の買戻条件付売却を実施するために必要な基本的事項を定める。

#### 2. 売買店

本店（業務局）とする。

### 3. 売却対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

### 4. 売却対象とする国債

本行が保有する利付国債、割引短期国債および政府短期証券のうち、本行が適当と認める銘柄とする。

### 5. 売却の決定

売却は、売却対象となる国債の流動性が著しく低下していることが懸念される場合において、その影響が市場全体に波及する惧れがあるなど、本行が金融市场の情勢等を勘案して適当と認めるときに実施する。

### 6. 買戻条件

売却を行うに当っては、売却日の翌営業日（売却日が売却国債の利子支払期日の前営業日から起算して4営業日前の場合においては、当該利子支払期日。）に買戻を行う旨の条件を付する。

### 7. 売却方式等

#### （1）売却方式

売却日から買戻日までの期間中の利回り（以

下「期間利回り」という。）を入札に付し、コンペティション方式により決定して、これにより売却する方式とする。

#### （2）売却の限度額

売却総額ならびに銘柄ごとおよび売却対象先ごとの売却金額については、金融市场の情勢および銘柄ごとの本行保有残高等を勘案して、上限を設ける。

#### （3）期間利回りの上限

期間利回りについては、金融市场の情勢等を勘案して、上限を設ける。

### 8. 売買価格

#### （1）売却価格

売却日における市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定める価格（以下「時価」という。）を時価売却価格比率で除して得た金額とする。

#### （2）時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. 残存期間1年以内のもの	0.997
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.994
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.980
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.964
ホ. 残存期間20年超のもの	0.948

#### （3）買戻価格

買戻価格は、売却価格に、売却価格に売却日から買戻日までの日数に応じ期間利回りを乗じて得た額を加えた金額とする。

## 9. 再売却

別紙2.

### (1) 再売却の実施

本行は、国債の売却を受けた売却対象先が希望する場合には、市場取引における取扱い等を勘案して定める回数の限度において、再売却を行うことができる。

### (2) 再売却の買戻条件および売買価格

再売却の買戻条件については6. の定めを、再売却の売買価格については8. の定めを、それぞれ準用する。

### (3) 再売却の期間利回り

再売却の期間利回りについては、当初の売却日から買戻日までの期間利回りを上限に、金融市场の情勢等を勘案して定める。

## 10. その他

### (1) 売却日等の決定

売却日、売却金額、売却先、売却銘柄その他売却を行うために必要な具体的な事項については、金融市场の情勢等を勘案して売却のつど決定する。

### (2) 売却国債の利子の取扱い

売却国債の利子支払期日が到来した場合には、売却先からその利子相当額の支払いを受ける。

#### (附則)

この基本要領は、平成16年5月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、3.の定めに基づく売却対象先の選定については、平成16年4月9日以降行い得ることとする。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」

### 1. 趣旨

この基本要領は、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）に規定する売却対象先（以下「売却対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 売却対象先の選定基準等

売却対象先の選定に当っては、「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成11年3月25日付政委第43号別紙2.）または「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙2.）に基づいて選定された売買対象先のうち、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」に基づく国債の買戻条件付売却における売却対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

### 3. 売却対象先の選定頻度

売却対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

### 4. 売却対象先の遵守事項等

(1) 売却対象先の公募に際しては、次に掲げる売却対象先としての遵守事項を明示するも

のとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること  
ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 売却対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「国債売買における売買対象先選定基本要領」2. または「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

#### (附則)

(1) この基本要領は、平成16年4月9日から実施する。

(2) この基本要領に基づく第1回目の売却対象先選定は、平成16年4月を目途に実施することとし、第2回目の売却対象先選定は、3. の定めにかかわらず、「国債売買基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙1.)、「短期国債売買基本要領」(平成11年10月27日付政委第163号別紙1.)および「国債の条件付売買基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙1.)に規定する売買対象先の見直しと同時に実施することとする。

### ◆日本銀行、「『日銀ネット端末の改善の検討状況』に対する対応方針」を公表

日本銀行は、4月27日、「『日銀ネット端末の改善の検討状況』に対する対応方針」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成16年4月27日  
日本銀行

#### 「日銀ネット端末の改善の検討状況」に対する対応方針

##### 1. はじめに

日本銀行は、2004年2月20日に「『日銀ネット端末の改善』の検討状況」(以下「検討状況公表文」といいます)を公表しました。その中で、開発の基本コンセプト、提供対象業務など次世代の日銀ネット端末(以下「次期端末」といいます)に関する対応方針および進捗状況についてお知らせしました。

これに対して、別紙に記載した日銀ネットの利用先(以下「利用先」といいます)15先から、各種機能、セキュリティ、障害対策など幅広い観点から延べ44項目に亘る貴重なご意見・ご提案を頂きました。ご意見・ご提案を頂いた利用先のご協力に厚く御礼申し上げます。

以下では、寄せられたご意見・ご提案に対する日本銀行の考え方をお示しするとともに、日銀ネット端末の改善の今後の進め方を説明します。

##### 2. 寄せられたご意見・ご提案に対する日本銀行の対応方針

###### (1) 開発の基本コンセプト

日本銀行は、価格や納期・操作性などに対す

る改善要望を踏まえて、次期端末には汎用のパソコン、プリンタを使用するほか、Web技術などを利用したThinクライアント方式を実現する旨公表しました。これに対して、利用先から次期端末の利便性向上を評価するご意見などを頂いた一方、開発の基本コンセプトについて問題点を指摘するご意見は寄せられませんでした。

## (2) 機能

次期端末の機能に関して、利用先から多数のご意見・ご提案を頂きました。以下では、主なご意見・ご提案の内容を紹介しながら、日本銀行の対応方針を説明します。

### イ. 受信電文

受信電文（一方通知電文）を利用先が指定する端末に出力する従来の仕組みを踏襲すべきとのご意見や受信電文が印刷済か否かを表示する機能に関するご提案を頂きました。

まず、受信電文の出力指定については、従来の仕組みを踏襲します。加えて、次期端末では、利用先の同一店舗内に設置した他の次期端末からも一定の範囲内で受信電文を閲覧可能とすることを検討するほか、受信電文の一覧表示機能やブザー音の鳴動機能を設けるなど、より電文の受信を認知しやすい仕組みをWeb技術で構築できないか、技術的な検討を行います。

次に、受信電文が印刷済か否かを表示する機能に関しては、次期端末では、ブラウザを利用して印刷指示を行うこととなります。ブラウザでは印刷の完了を検知できないため、当該機能を実現することは困難と考えます。したがって、ご提案頂いた機能に代えて、受信電文が閲覧済みか否かを表示する機能を提供することとします。なお、受信電文を印刷せずに画面上で

の閲覧を可能とし、出力帳票のペーパーレス化を実現することとします。

### ロ. 利用細則の電子化

利用細則を電子化し、最新版を閲覧できるようにして欲しいとのご要望を頂きました。

次期端末では、利用細則や金融機関等コード表の電子化を行い、それらの最新版をダウンロード可能とする方向で検討することとします。

### ハ. 業務画面の追加

国債DVP取引に関する受信電文や国債の口座別残高などをリアルタイムに画面表示する機能の追加、国債決済取引や当座勘定受払明細などの検索の多機能化、手数料等請求書の照会画面の追加といったご提案を頂きました。

日本銀行は、この度の「日銀ネット端末の改善」では、現行の日銀ネット端末（以下「現行端末」といいます）で提供している機能や業務画面をパソコンにおいて提供することをまず実現し、これらのご提案については、業務ニーズや費用対効果を見極めたうえで改めて検討していきたいと考えています。

## (3) セキュリティ

次期端末のセキュリティに関して、多くの利用先からご意見・ご提案を頂きました。

### イ. パスワード管理の強化

パスワード管理の強化やアクセスログのダウンロード機能の追加についてご提案を頂きました。

ご提案の主旨を踏まえ、ユーザの利便性にも配慮しつつ、誤入力時のパスワードロック、パスワード桁数の拡大などを行うこととします。

また、アクセスログのダウンロード機能は設け

ませんが、利用先がセキュリティチェックを行えるよう、直近の利用日時を表示する機能を設けられないか検討することとします。

#### 口. 他のネットワークとの接続

日本銀行は、次期端末と利用先の内部ネットワークまたはインターネットとの接続を認めない旨公表しました。これに対して、パソコン購入費用の抑制および社内スペースの効率化の観点から、利用先で内部ネットワークへ接続した端末を次期端末として利用したいとのご要望を頂きました。一方で、次期端末を踏み台にしたハッカーによる日銀ネットへのサイバー攻撃に対する懸念も寄せられました。

次期端末と利用先の内部ネットワークとの接続を認めた場合には、日銀ネットに物理的に接続可能な端末が増加するため、ネットワークを経由し、次期端末を踏み台とした日銀ネットへのサイバー攻撃やコンピュータ・ウィルスの侵入などのリスクが相対的に高まることとなります。

したがって、日本銀行は、日銀ネットへの信頼を確保し、安心して次期端末をご利用頂くために、次期端末と利用先の内部ネットワークまたはインターネットとの接続を認めないこととします。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。なお、日本銀行が運営する汎用端末を利用した統合国庫記帳システムについても、端末と利用先の内部ネットワークまたはインターネットとの接続を現在認めておりませんが、これは同様の考え方に基づくものです。

#### ハ. N T C ファイル伝送機能

事務負担を軽減する観点からN T C ファイル伝送機能の存続を求めるご意見を頂きましたが、

前述のとおり日銀ネットのセキュリティへの対応を万全にするため、ネットワーク接続を前提とするN T C ファイル伝送機能に相当する機能は、次期端末では提供できません。当該機能の利用先におかれでは、利用先の内部ネットワークとの接続を前提に日銀センター側により強固なセキュリティ対策を施しているコンピュータ接続か、利用先の内部ネットワークと接続しないF Dデータ交換機能に相当する「ファイルアップロード・ダウンロード機能」の利用をご検討下さい。

なお、コンピュータ接続では、同接続に要する開発負担を軽減する観点から、ベンダーが提供するパッケージソフトの利用が見込まれるほか、「ファイルアップロード・ダウンロード機能」関連では、市販の表計算ソフトを利用した閲覧・加工やMO・ハードディスクの利用を可能とする予定です。

また、現行端末と次期端末との併用期間中は、現行端末のN T C ファイル伝送機能を従来どおりご利用頂けます。

#### (4) 障害対策

障害時の対応力向上に関するご意見を頂きました。

##### イ. 回線障害時の対応力向上

回線障害時の対応力向上の観点からI P - V P N網の2系化や公衆回線網の利用についてご提案を頂きました。

I P - V P N網の2系化については、日銀センター側では、I P - V P N網との接続を2系化し、耐障害性に配慮した設計を行う一方、利用先のアクセス回線側は、2系化するオプションを提供するか否かを検討することとします。な

お、日銀ネットで利用する I P－V P N 網を提供する通信事業者を 1 社に限定するか否かは、通信の安定性や対外接続にかかる費用負担を勘案し、検討することとします。

公衆回線網の利用については、日銀ネットを利用しない不特定多数のユーザが日銀ネットへアクセスすることが可能となり、I P－V P N 網に比べて日銀ネットへの不正アクセスが発生する懸念が高まります。したがって、日銀ネットのセキュリティを確保する観点から、回線障害時においても、公衆回線網の利用は認めないこととします。

#### 口. 緊急時の I C カード等の取扱い

利用先のシステム障害や災害などの緊急時には、バックアップセンターへの切替えを容易化する観点から、I C カードやU S B トーカンの利用を不要化して欲しいとのご要望を頂きました。

日本銀行は、I C カードやU S B トーカンをユーザ認証や端末認証に利用することから、これらは、日銀ネットのセキュリティを確保するうえで根幹を為すものと考えます。したがって、緊急時においても、I C カードやU S B トーカンの利用を必須とします。なお、緊急時の利用ニーズを踏まえたうえで、予め必要数を利用先に配布することを検討することとします。

#### (5) 現行の日銀ネット端末の提供方針

複数の利用先から、現行端末と次期端末の併用期間に関するご質問を頂きました。

日本銀行は、利用先の次期端末への移行スケジュールや現行端末用のシステムの維持管理負担などを勘案し、現行端末と次期端末の併用期間を次期端末提供後 2 年間程度設けることとし

ます。なお、現行端末の保守・サポート期限は、端末メーカーより利用先に直接お知らせすることとなります。

#### 3. 今後の次期日銀ネット端末の開発スケジュール

次期端末の開発スケジュールに関しては、できる限り早期に次期端末の仕様を開示して欲しいとのご要望を頂きました。

日本銀行は、2006 年度央を目処に提供できるよう次期端末の開発を進めますが、画面レイアウト・出力帳票や運用などについて、2004 年度中を目処にお知らせすることとします。

利用先にご用意頂くパソコン、プリンタやソフトウェア製品については、2005 年度下期中に利用先における次期端末の利用希望を募る際に、開示することとします。なお、パソコンやソフトウェア製品などのベンダーのサポート終了時には、利用先において、新たにパソコンやソフトウェア製品などをご用意頂き、一定の期間内に移行作業や接続テストを行って頂くこととなります。

また、F D データ交換機能に相当する「ファイルアップロード・ダウンロード機能」の仕様は、利用先のシステム開発を伴うことから、2004 年度中を目処に開示することとします。

#### 4. おわりに

日本銀行は、頂いたご意見・ご提案を見ますと、日銀ネット端末の改善について概ねご理解頂けたものと考えます。したがって、今後、検討状況公表文および本ペーパーでお示しした方針に沿って詳細な検討を行い、次期端末の開発を進めることとします。また、詳細な検討を行うに当っては、必要に応じてご意見を頂きたいと考えておりますので、今後ともご協力下さい

ますようお願い申し上げます。

(別 紙)

「日銀ネットの端末の改善の検討状況」にご意見・  
ご提案を寄せられた利用先

国内銀行（7先）	みずほ銀行、東京三菱銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、UFJ信託銀行、あおぞら銀行、住友信託銀行
外国銀行（3先）	シティバンクNA、JPモルガン・チェース銀行、アメリカ銀行
信用金庫（1先）	島根中央信用金庫
証券会社（1先）	野村證券
短資会社（1先）	東京短資
その他（2先）	債券決済ネットワーク、商工組合中央金庫
合 計（15先）	

場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別 添)

平成16年4月28日  
日本銀行

#### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

#### ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月28日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

##### 記

日本銀行当座預金残高が30～35兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市

#### ◆日本銀行、「経済・物価情勢の展望」を公表

日本銀行は、4月28日、「経済・物価情勢の展望」を公表した（背景説明を含む全文は4月30日に公表。その内容については、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>および『日本銀行調査月報』2004年5月号参照）。

## ◆現行金利一覧

(16年5月19日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ( ) 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.70	16. 4. 9 (1.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行  
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都  
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期  
は同採用レートが最多となった時点）。

## ◆公社債発行条件

(16年5月19日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り(%)	1.500	1.464
	表面利率(%)	1.5	1.5
	発行価格(円)	100.00	100.31
政府短期証券	応募者利回り(%)	0.0083	0.0093
	発行価格(円)	99.9979	99.9977
政府保証債 (10年)	応募者利回り(%)	1.592	1.575
	表面利率(%)	1.5	1.5
	発行価格(円)	99.20	99.35
公募地方債 (10年)	応募者利回り(%)	1.521	1.551
	表面利率(%)	1.52	1.5
	発行価格(円)	99.99	99.55
利付金融債 (5年物)	応募者利回り(%)	0.70	0.70
	表面利率(%)	0.70	0.70
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	0.060	0.060
	同税引後(%)	0.050	0.050
	割引率(%)	0.05	0.05
	発行価格(円)	99.94	99.94

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行  
価格は募入平均価格。

3. 公募地方債は最低レート。

4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レ  
ートを採用した金融債の計数を掲載。